

松江市教育委員会告示第 13 号

松江市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例(平成 17 年松江市条例第 396 号)第 7 条第 1 項の規定に基づき、指定管理者を指定したので、同条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 2 年 12 月 25 日

松江市教育委員会 教育長 清 水 伸 夫



公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
松江市西菅田集会所	松江市菅田町 130 番地 1 西菅田町内会	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 4 年 3 月 31 日まで